

びじっとグループ会員規程

第一章 総則

第1条（目的）

一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター（以下、「びじっと」という）は、びじっとグループ利用規約の一部を構成するものとして、以下のとおり、びじっとグループ会員規程を定める。

なお、利用規約、会員規程および個別のサービス利用規約を総称して、以下「本規約等」という。

第2条（理念）

びじっと及びびじっとグループに入会した団体または個人（以下、それぞれを「会員団体」という）は、次の理念に基づいてびじっとグループを運営する。

- (1) 安心安全な親子交流支援を実施するため、その資質の向上を図るよう、自己研鑽に努める
- (2) 親子交流支援団体の社会評価向上のため人格を磨き良識をもって社会に貢献する

第3条（用語の定義）

本規程において「親子交流支援事業」とは、離婚、別居、紛争等により親子の交流に課題を抱える家庭に対し、子どもの最善の利益を最優先として、親子の交流又は関係維持を支援する事業をいい、子ども家庭庁その他関係行政機関が示す指針・考え方を踏まえた支援を含む。

第二章 入退会

第4条（入会）

1 びじっとグループへの入会は、入会希望者がびじっとグループ利用規約および、びじっとグループ会員規程に同意の上、びじっとの定める方法により入会申請を行うことで、入会審査が開始される。

2 入会審査は、次の各号のすべてを満たすことについて、びじっと理事会において審議し、その決議により入会の可否を決定する。

(1) 親子交流支援に携わっている、もしくは今後これらの活動を行う予定の団体または個人であること

(2) びじっとグループの理念に賛同できる者であること

(3) 会員団体としてふさわしい社会的信用を有する者であること

(4) 反社会的勢力に該当せず、または反社会的勢力と関係を有しない者であること

(5) 適切な利用者対応、スタッフ対応および円滑なコミュニケーションを行うことができる者であること

3 入会審査の結果は、入会申請時に登録された電子メールアドレス宛に通知する。

なお、びじっとは、入会の可否に関する判断理由について、一切の開示義務を負わない。

第5条（責任者登録およびスタッフ登録）

- 1 会員団体は、当該会員団体に所属する者のうち1名以上を責任者として登録しなくてはならない。また、任意の人数をスタッフとして登録することができる。
- 2 登録された者が責任者かスタッフかによって、利用できる支援サービスが異なる。その区分は「支援サービス一覧」記載のとおりとする。
- 3 責任者登録およびスタッフ登録の追加・削除・変更は、会員団体の申請により、いつでも行うことができる。

第6条（会員団体資格の譲渡の禁止）

会員団体は、びじっとの書面による事前の承諾なく、会員団体の地位または本規約等に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第7条（任意退会）

会員団体は、びじっとに対して、びじっとグループ所定の様式による退会届を提出し、びじっとがこれを受理することによって、びじっとグループを退会することができる。

第8条（除名）

会員団体が次の各号のいずれかに該当するときは、びじっと理事会の決議によって、その会員団体を除名する。

- (1) びじっと又はびじっとグループの名誉若しくは信用を毀損し、又はその理念・目的に反する行為を行ったとき
- (2) 法令、その他の定めに違反し、又は違反するおそれがあるとしてびじっとが不適任と認めた団体
- (3) びじっとと会員団体の信頼関係が破壊される等の事情があるとき
- (4) その他、前各号に準ずる重大な事由があるとびじっとが合理的に判断した場合

第9条（会員団体資格の喪失）

会員団体が次の各号のいずれかに該当するときは、会員団体資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員団体が解散したとき
- (3) 別に定めた会費等を督促後びじっとが定めた支払い期限を過ぎても支払わないとき
- (4) 除名されたとき

第10条（会員団体資格の喪失の効果）

- 1 会員団体が任意退会、除名、資格喪失により会員団体資格を喪失したとき、当該会員団体は、びじっとが利用許諾した一切の知的財産、改変使用可と

した知的財産の改変物、並びにびじっとグループロゴマークの使用を直ちに停止しなければならない。

2 びじっとは、会員団体がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他利用料金は返還しない。

第 11 条（通知または連絡）

びじっとから会員団体への通知、及び、会員団体とびじっとの間の連絡は、メールその他びじっとが指定する電磁的方法（以下、「メール等」という。）によって行う。びじっとは、会員団体から得た、現在登録されている連絡先へ、通知または連絡を行い、これらは、発信時に会員団体へ到達したものとみなす。

第三章 支援サービス

第 12 条（支援サービス）

1 会員団体は、びじっとが会員団体に対して提供する支援サービスを利用することができる。支援サービスの内容は、「支援サービス一覧」に記載のとおりとする。

2 支援サービスの内容は随時変更されることがある。

掲載内容の変更は、びじっとが変更内容および効力発生日を、メール等により会員団体へ周知等を行うことにより行うものとし、周知等の日から 30 日を経過した日より効力を生じる。

3 支援サービスのうち「バックオフィス機能」に関して、それぞれのサービス利用規約を定める。

本規約等と当該サービス利用規約の内容が抵触する場合には、当該サービス利用規約の定めが優先して適用される。

第四章 著作権と利用許諾

第 13 条（著作権）

びじっとグループが提供する支援サービスに関連する一切の情報についての著作権及びその他の知的財産権はすべてびじっとに帰属し、会員団体は無断で、複製、譲渡、貸与、翻訳、改変、転載、転用、公表、開示、公衆送信（送信可能化を含む。）、伝送、配布、出版等（以下、「利用行為」という。）をしてはならない。

第 14 条（研修配布資料の利用許諾）

会員団体は、会員団体である限りにおいて、研修で配布された資料のうち改変使用可と表示されたものを、会員団体自身の責任において適宜改変し、自己が運営する親子交流支援事業に限り使用することができる。

ただし、会員団体資格を喪失した後は、これらの資料について利用行為をしてはならない。

第五章 会員団体の義務

第15条（会員団体の義務）

会員団体は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 本規約等を遵守すること
- (2) 「支援サービス一覧」に記載された必修研修を受講すること
- (3) びじっとが定める会費その他の利用料金を、所定の方法および期限に従って納入すること
- (4) 「びじっとグループロゴマーク等利用ガイドライン」に従い、びじっとグループロゴマークをホームページ等に掲載すること

第16条（守秘義務）

1 会員団体は、びじっとが実施する支援サービス、及び会員団体間交流等を通じて知り得た、びじっと、その職員、他の会員団体または利用者に関する非公開の情報（以下「機密情報」という）を、びじっとの書面による承諾なく、第三者に漏らしたり、自己または第三者の利益のために利用してはならない。本条において「利用者」とは、会員団体が実施する親子交流支援事業その他の関連支援を利用する個人をいう。

2 本条の義務は、びじっとグループを退会または除名された後も存続する。

第17条（禁止事項）

会員団体は、支援サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 法令または公序良俗に違反する行為として次の各号

- ① 支援サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ② びじっと、他の会員団体または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利または利益を侵害する行為
- ③ その他、びじっとが法令または公序良俗に違反すると判断する行為

(2) びじっとグループ内における支援サービスの利用又は会員団体間の交流において、次の各号を目的とする行為

- ① 営業、宣伝、広告、勧誘その他自己又は第三者の利益を目的とする行為（ただし、びじっとが事前に認めたものを除く。）
- ② びじっと、会員団体、または第三者に不利益、損害または不快感を与えることを目的とする行為
- ③ その他、びじっとが不適切な目的と判断する行為

第六章 費用

第 18 条（入会金・会費、契約期間）

会員団体が支払う入会金及び会費等については、以下の通りとする。

(1) 入会金・初年度年会費

会員団体は入会時に、入会金及び初年度年会費を支払う。

(2) 次年度以降の年会費

毎年 1 月 1 日の在籍判断により、その年の年会費を 1 月末日までに支払う。なお、年の途中で退会しても返金はない。

(3) 契約期間

びじっとと会員団体の契約期間は、入会日から同年の 12 月末日とし、更新しない場合には、契約期間の満了日の 30 日前までに更新しない旨の通知を相手方に行うこととする。びじっともしくは会員団体による更新しない旨の通知がなされない場合には、契約は、その後さらに 12 か月間更新されるものとし、以降も同様とする。

第 19 条（責任者登録・スタッフ登録の費用等）

会員団体は、責任者登録・スタッフ登録をしたときに、登録費用を支払う。有効期間は登録時から同年 12 月末日までとし、1 月 1 日の登録確認により、その年の登録費用を 1 月末日までに支払う。

第 20 条（有料サービス利用料に関する事項）

会員団体は、支援サービスの有料部分の対価の利用料金を、びじっとが指定する方法により支払う。

第 21 条（損害遅延金）

会員団体が、会費及び利用料金等の支払を遅滞した場合には、会員団体は年 3% の割合による遅延損害金を支払う。

附則

（施行期日等）

この規程は、2026 年 1 月 20 日から施行する。

改訂履歴

改定日	R e v	改定理由
2026/1/20	1	初版